

福祉避難所の指定について

●災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により、次のとおり指定避難所を指定し、同条第2項において準用する第49条の4第3項の規定により告示を行いましたので報告します。

1. 指定および告示日 令和4年(2022年)9月30日

2. 指定福祉避難所の指定 5法人9施設

【新規指定】

No.	施設名	住所	受入対象者	その他
1	社会福祉法人しがらき会 信楽青年寮	信楽町神山 534 番地 8	知的障がい者 (障害支援区分 1～3)	左記の者のうち、事前に市が特定し、環境調整を行った者
2	社会福祉法人しがらき会 紫香楽ヴィラ	信楽町勅旨 2392 番地 5	知的障がい者 (障害支援区分 1～3)	
3	社会福祉法人しがらき会 地域共生型拠点ホーム HALU(はる)	信楽町勅旨 2392 番地 14	知的障がい者	
4	社会福祉法人天地会 特別養護老人ホーム兆生園	水口町今郷 1032 番地 25	要介護 1～5・高齢者	
5	社会福祉法人甲賀会 甲賀荘デイサービスセンター	甲賀町大原中 904 番地	要介護 1～5	
6	社会福祉法人甲賀会 甲賀荘小規模多機能ホームあかり	甲賀町大原中 904 番地	要介護 1～5	
7	社会福祉法人甲南会 特別養護老人ホーム せせらぎ苑	甲南町葛木 855 番地	要支援 1～要介護 5	
8	社会福祉法人八起会 グループホームみなくち	水口町朝日が丘 6 番 37 号	要介護 3～5	
9	社会福祉法人八起会 デイサービスセンターあさひがおか	水口町朝日が丘 6 番 37 号	要介護 3～5	

○指定福祉避難所は原則として、事前の受入調整を行い避難行動要支援者個別避難計画の作成を行った方を対象としています。

○受入対象者 1 名につき、家族等の支援者 1 名程度も受入対象とします。

【参考】令和4年度甲賀市防災会議 令和4年7月20日の資料より抜粋

福祉避難所とは

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者などのうち、避難所生活において特別な配慮を必要とする方を対象とした避難所で、次の基準を満たすもの。

- 1) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 3) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

甲賀市における取組み

協定等により確保していた福祉避難所を、①「指定福祉避難所」と②「協定福祉避難所」に区分し、①の「指定福祉避難所」については、事前に受入対象者を調整し、人的物的体制の整備を図ることで、災害時に福祉避難所への直接避難を進めることとする。

併せて、必要に応じて福祉避難所を開設していただける事業所の確保に努めることとする。

	① 「指定福祉避難所」	② 「協定福祉避難所」
対象者	市が特定した要配慮者等 ・当該施設のサービス利用者 ・当該施設周辺に居住する要配慮者 ・要配慮者の介護者等（1名につき1名程度）	一般の避難所等に避難したもののうち、特に配慮が必要と判断された方とその介護者等
開設のタイミング	発災前後で、受け入れ準備ができ次第開設	災害発生後、必要に応じ順次開設
避難方法	直接避難または移送	一般の避難所等に避難した後、福祉避難所の対象者として振り分け後に移送
費用負担	運営に要する費用は市が負担	